

## なら歴史芸術文化村コミッショナ運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、なら歴史芸術文化村コミッショナ規則（令和2年3月奈良県規則第75号。以下「規則」という。）第8条の規定により、なら歴史芸術文化村コミッショナ（以下「コミッショナ」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議の招集)

第2条 コミッショナは、規則第5条第1項の規定によりコミッショナの会議を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

### (会議の公開)

第3条 コミッショナの会議は、原則として公開とする。ただし、コミッショナが公平、かつ、中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、コミッショナに諮って全部又は一部を非公開とすることができる。

2 会議の公開に関し必要な事項は、コミッショナがコミッショナに諮って、別に定める。

### (議事録)

第4条 コミッショナの会議の議事録及び会議で使用した資料は、原則として公開する。ただし、コミッショナが公開することにより公平、かつ、中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、コミッショナに諮って非公開とすることができる。

### (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、コミッショナの運営に関し必要な事項は、コミッショナがコミッショナに諮って定める。

### 附 則

この要領は、令和2年12月4日から施行する。